

静岡産業大学学部広報メディア委員会規程

(設 置)

第1条 静岡産業大学の経営学部及び情報学部（以下「各学部」という。）に広報メディア委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目 的)

第2条 委員会は、各学部の図書館運営、広報及びICT活用に関する事項を審議することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 図書館の管理と運営に関すること
- (2) 図書館資料の選定及び購入の調整に関すること
- (3) 美術館の運営に関すること
- (4) 放送大学の教材管理に関すること
- (5) 出版活動等に関すること
- (6) 学部案内等の広報誌、ホームページに関すること
- (7) 各種行事、催事等の広報に関すること
- (8) 情報システムの運用及び利用に関すること
- (9) ネットワーク機器及びソフトウェアに関すること
- (10) 情報処理教育の実施に関すること
- (11) 情報処理施設の拡充及びソフトウェアの購入に関すること
- (12) その他、図書館運営、広報及びICT活用に関すること

(組 織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学部長が選任した専任教員 若干名
- (2) 事務局次長（藤枝事務局担当及び磐田事務局担当）
- (3) 図書館課長
- (4) 情報システム課長
- (5) 学務課長

(任 期)

第5条 前条第1号の委員の任期は、原則として2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、

前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、学部長が選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

3 委員会に副委員長を1名置き、委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の教職員を出席させることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、大学事務局学務課において行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(改正)

第10条 この規程の改正は、大学協議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。